

令和7年4月1日

測量・建設コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格について

地方自治法施行令第167条の第2の第1項第1号別表第5の改正に伴い、令和7年4月1日から、測量・建設コンサルタント等業務委託の最低制限価格制度を次のとおり改正しますのでお知らせします。

1 適用範囲

【現 行】 当初設計額50万円超の全ての測量・建設コンサルタント等業務

【改正後】 当初設計額100万円超の全ての測量・建設コンサルタント等業務

2 設定基準

予定価格の60%から80% ※現行どおり

3 施行時期

令和7年4月1日以降に指名通知する案件から適用します。

(担当：長岡市財務部契約検査課)